

令和6年度 軽自動車税（種別割）の税額（税率）について

1. 原動機付自転車及び二輪車等の税率（年額）

原動機付自転車				小型特殊自動車		軽二輪	二輪小型自動車	
一般原付（50ccまたは0.6kw以下）	特定原付（0.6kw以下）	90ccまたは0.8kw以下	125ccまたは1.0kw以下	ミニカー	農耕作業用	125cc超250cc以下	250cc超	
2,000円	2,000円	2,000円	2,400円	3,700円	1,600円	4,700円	3,600円	6,000円

2. 軽四輪車等の税率（年額） 最初の新規検査（初度検査年月）を実施した年月に応じて次のとおり税額が決まります。

番号 ○○○○ 自動車検査証 ○○年○○月○○日 軽自動車検査協会

車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状		
	年 月 日	年 月				長さ	幅	高さ
車台番号	乗車定員	最大積載量				c m	c m	c m
車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	総排気量		型式指定番号	類別区分番号	
				L	kg	kg		

※ 最初の新規検査年月

3. 軽四輪車等の税率（年額）

初度検査年月（車検証上部に記載あり）はいつですか？

車両区分	重課税率	最初の新規検査（初度検査年月 ※1）から13年を経過（平成23年3月以前の車両）	最初の新規検査（初度検査年月）が平成27年3月31日以前（平成23年4月から平成27年3月まで）	最初の新規検査（初度検査年月）が平成27年4月以降	最初の新規検査（初度検査年月）が令和5年4月から令和6年3月までの一定の環境性能を有する車両			
		標準税率（旧税率）	標準税率（新税率）	標準税率（新税率）	電気軽自動車・天然ガス軽自動車 ※2	ガソリン車・ハイブリッド車 ※3		
					グリーン化特例（軽課）75%軽減	令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	
三輪	4,600円	3,100円	3,900円	1,000円	2,000円 ※4	3,000円 ※4		
四輪以上	乗 用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円	2,700円	— ※5	— ※5
		営業用	8,200円	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨 物	自家用	6,000円	4,000円	5,000円	1,300円	— ※5	— ※5
		営業用	4,500円	3,000円	3,800円	1,000円	— ※5	— ※5

※1 電気自動車、天然ガス軽自動車、混合エタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引車は除きます。

※2 天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス基準達成車、又は平成21年排出ガス基準10%低減達成車に限ります。

※3 平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減車に限ります。

※4 乗用営業用のみ対象となります。

※5 グリーン化特例（軽課税率）の対象外のため、標準税率（新税率）による年額になります。